

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和6年			令和5年 1~5月末累計	前年同期比(件)
	5月件数	1~4月末累計	1~5月末累計		
全認知件数	28	114	142	136	6
凶悪犯	0	2	2	0	2
粗暴犯	2	6	8	6	2
窃盗犯	18	83	101	82	19
侵入盗犯	0	10	10	10	0
空き巣	0	1	1	5	-4
その他	0	9	9	5	4
乗り物盗	6	22	28	25	3
自転車	2	18	20	23	-3
オートバイ	4	3	7	1	6
自動車	0	1	1	1	0
非侵入窃盗	12	51	63	47	16
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	6	7	5	2
車上ねらい	1	6	7	0	7
自動販売機ねらい	1	0	1	1	0
その他	9	39	48	41	7
知能犯	3	12	15	26	-11
詐欺	3	12	15	26	-11
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	1	3	4	4	0
その他の刑法犯	4	8	12	18	-6
占有離脱物横領	0	0	0	1	-1

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和6年5月末現在(暫定値) 17,669件(前年同期比 +281件、+1.2%)

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(1月から5月末まで)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	68	42	61.8%
窃盗犯	46	24	52.2%

3 栄区内における人身交通事故発生状況(1月から5月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	41	-35	17件	18件
死者	1	+1		
負傷者	46	-52		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和6年1月から5月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	673	16億3004万円
オレオレ詐欺	213	9億8101万円
預貯金詐欺	249	2億1047万円
架空料金請求詐欺	64	1億7684万円
融資保証金詐欺	3	103万円
還付金詐欺	89	1億6722万円
その他の手口	5	5050万円
キャッシュカード詐欺盗	50	4295万円

栄区内における令和6年1月から5月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	12	1,943万円
オレオレ詐欺	2	1,295万円
預貯金詐欺	7	395万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	3	252万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

## 5 警察からのお知らせ

- (1) 6月は二輪車交通事故防止対策強化月間です。  
神奈川県内及び栄区内では、二輪車の関係する交通事故が多く発生しています。  
二輪車を運転する皆さん、プロテクターやエアバッグを活用し、速度の出しすぎに注意してください。  
また、6月は暴走族追放強化月間でもあります。  
警察本部には、暴走族への加入防止や脱退に関する相談を受ける暴走族相談員がいます。平日8時30分から17時15分まで、神奈川県警察本部交通捜査課暴走族対策室 045(211)0174までご連絡ください。
- (2) 栄警察では、地域警察官が巡回連絡活動として各家庭を訪問し、特殊詐欺被害防止や事件事故に遭わないための情報発信活動を推進しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- (3) 自転車やオートバイには必ず鍵を掛けてください。自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。特に、ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、5月中の阻止が5件、5月末までの累計は19件です。



## 別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目				1						1
	元大橋 2丁目					1					1
	中 野 町									1	1
	若 竹 町										0
	柏 陽	1					1			1	3
	鍛冶ヶ谷 1丁目						1		2		3
	鍛冶ヶ谷 2丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 町									1	1
元大橋・庄戸	上 郷 町					1				10	11
上郷・庄戸	野七里 1丁目										0
庄 戸	野七里 2丁目										0
	庄 戸 1丁目									1	1
	庄 戸 2丁目									1	1
	庄 戸 3丁目										0
	庄 戸 4丁目								1		1
	庄 戸 5丁目									1	1
	東 上 郷 町										0
	長 倉 町									2	2
豊 田	本郷台 1丁目									1	1
	本郷台 2丁目									1	1
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目								1	2	3
	飯 島 町	1				2	1	1	1	5	11
	長 沼 町							1		1	2
	不明									1	1
合 計		2	1	0	1	7	20	7	12	92	142

# 栄 地域安全情報

令和6年  
6月号

Q.

突然「お金」や「個人情報」など  
不審な電話が掛かってきたけど  
…どうしたらいいの？



A. 一人で悩まず、ご家族に相談するか  
すぐに警察へ通報してください！



## 様々な「職員」を騙った電話に注意！！

こんな手口に気をつけて！

- ・ **区役所**を名乗って還付金をだまし取る『還付金詐欺』
- ・ **金融機関**や**警察職員**を名乗ってキャッシュカードをだまし取る『預貯金詐欺』や『キャッシュカード詐欺盗』の被害が増加しています。

『息子や孫』だけでなく、警察官、役所職員、銀行員を名乗り、電話で

- ・ キャッシュカードを預かる
- ・ ATMで還付金の手続を
- ・ 有料サイトの料金が未払い

という話は全部ウソ！です。ダマされないでください！

## 「お金」に関わる不審な電話は全て詐欺です！



不審な電話（前兆電話）の通報をもとに、警戒や警察広報を強化していきます。  
ご協力をお願いいたします。

栄 警 察 署


045(894)0110

## 定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください


定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、**電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。**
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ **お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。**
- ・ **お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします**（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。**
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 



## 栄区内の火災・救急状況について

## 火災情報

令和6年5月31日現在

栄区内					
火災発生状況					
年別	令和6年		令和5年	増△減	
	5月	累計			
件数	1	9	6	3	
火災種別	建物	0	7	3	4
	林野	0	0	0	0
	車両	1	1	0	1
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	1	3	△2
損害	焼損床面積	0	141	65	76
	死者	0	1	0	1
	焼死等	0	1	0	1
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	1	6	2	4

横浜市内					
火災発生状況					
年別	令和6年	令和5年	増△減		
件数	283	328	△45		
火災種別	建物	200	182	18	
	林野	0	0	0	
	車両	26	39	△13	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	57	107	△50	
損害	焼損床面積	3,178	3,034	144	
	死者	16	7	9	
	焼死等	16	7	9	
	放火自殺	0	0	0	
	負傷者	56	44	12	

主な出火原因				
	種別	令和6年	令和5年	増△減
1	配線器具	2	0	2
2	火あそび	2	0	2
3	放火（疑い含む）	2	2	0
4	こんろ	1	1	0
5	たばこ	1	1	0

主な出火原因				
	種別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	48	55	△7
2	放火（疑い含む）	41	63	△22
3	こんろ	37	35	2
4	電気機器	25	25	0
5	ストーブ	15	11	4

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	6	本郷第三地区	0
笠間地区	0	上郷西地区	0
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	2
合計		9	

## 【5月中の火災】

5月21日 長沼町 軽貨物自動車の運転席を焼損 負傷者1名



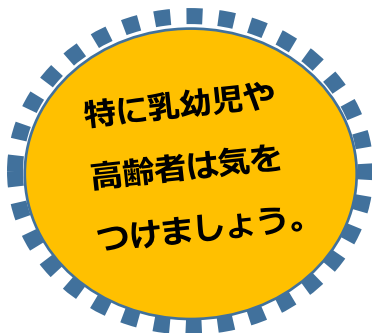
# 救急情報

令和6年5月31日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和6年		令和5年	増△減
	5月	累計		
件数	624	3,304	3,067	237
急病	457	2,477	2,269	208
交通事故	18	75	94	△19
一般負傷	123	593	573	20
その他	26	159	131	28

横浜市内				
救急状況				
年別	令和6年	令和5年	増△減	
	件数	103,047	95,990	7,057
急病	72,659	67,415	5,244	
交通事故	3,618	3,495	123	
一般負傷	18,968	17,695	1,273	
その他	7,802	7,385	417	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。



# 熱中症にご注意を！

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、**体内に熱がこもった状態**のことです。

暑さに慣れていない時期は熱中症のリスクが高くなるため、特に注意しましょう。

## ◆今から行う熱中症対策



- 3食（朝食・昼食・夕食）をしっかり食べましょう
- 主食・主菜・副食を揃えた、偏りのないバランスの良い食事を摂りましょう
- 適度な運動や入浴を心掛け、体を暑さに慣らしましょう



暑いと感じる日は



- ◆ 入浴前後、就寝前や起床時に水分補給
  - ◆ こまめな休憩と水分・塩分補給
- ～ 暑さから自分の身を守りましょう！～



## 住宅防火対策に係る防災訪問の実施について【協力依頼】

### 1 事業の趣旨

当署では今年度も高齢者世帯等を中心に、住宅防火対策に関する啓発を目的とした防災訪問を実施しますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 訪問対象地域と実施時期予定

- (1) 小山台一丁目 令和 6 年 7 月(小山台町内会)
- (2) 本郷台五丁目 令和 6 年 9 月(本郷台自治会)
- (3) 長倉町 令和 6 年 10 月(長倉町自治会)
- (4) 桂台西一丁目 令和 6 年 10 月(桂台自治会・桂台団地自治会)
- (5) 上之町 令和 6 年 11 月(上之町内会)
- (6) その他自治会・町内会長等から依頼のあった地域

※高齢化率が 40%を超え、令和 4、5 年度で防災訪問をしていない地域から抽出

### 4 訪問方法

職員証を携行した栄消防署職員により実施します。

### 5 訪問先での実施内容

- (1) 玄関先等での住宅用火災警報器の設置状況、コンロやたばこ等の火気取扱状況の確認
- (2) 「よこはま防災 e-パーク」を活用した住宅防災診断等を実施します。
- (3) 御要望があれば、住宅用火災警報器の動作確認等を実施します。
- (4) 所要時間は、1 世帯あたり 5～10 分程度です。



住宅用火災警報器

栄消防署総務・予防課 予防係

担当：新倉、滝沢

電話：045-892-0119（内線 22、35）

Mail：sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

【参考】

## 高齢化率40%を超える自治会・町内会一覧

(令和3年9月30日現在)

No.	町名	令和6年度	世帯数	総人口	人口(65歳以上)	割合(%)	管内
1	庄戸一丁目		289	570	332	58.2	上郷
2	庄戸三丁目		387	800	422	52.8	上郷
3	桂台南二丁目		694	1,486	783	52.7	上郷
4	桂台南一丁目		406	868	457	52.6	上郷
5	野七里二丁目		247	532	278	52.3	上郷
6	庄戸二丁目		218	475	243	51.2	上郷
7	庄戸五丁目		317	672	330	49.1	上郷
8	桂台北		463	1,014	495	48.8	上郷
9	犬山町		1,305	2,795	1,285	46	上郷
10	桂台中		274	615	278	45.8	上郷
11	尾月		479	1,029	469	45.6	上郷
12	庄戸四丁目		257	564	254	45	上郷
13	本郷台一丁目		412	927	417	45	本署
14	野七里一丁目		1,484	2,966	1,323	44.6	上郷
15	本郷台四丁目		488	1,054	469	44.5	本署
16	小山台一丁目	○	420	953	402	42.2	本署
17	本郷台五丁目	○	511	1,116	474	42.5	本署
18	長倉町	○	233	518	213	41.1	上郷
19	桂台西一丁目	○	845	1,855	751	40.5	本署
20	上之町	○	916	2,021	814	40.3	上郷

令和4年度防災訪問実施地区

令和5年度防災訪問実施地区

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口割合のこと。

～ 小山台町内会・本郷台自治会・長倉町自治会・桂台自治会  
・桂台団地自治会・上之町内会の皆さまへ～

# 皆さまの地域に消防職員が 防災訪問を行います。

住宅火災を減らすために、消防職員が皆さまのお宅に訪問し、火災予防のアドバイスを行いますので、ご自宅の防火・防災にお役立てください。

横浜市では、今年に入ってから5月31日までに火災による死者数は16人で、そのうち、高齢者の方が全体の約80%（13人）を占めています。

## 1 訪問対象地域と実施時期予定

次の地域の中から、無作為抽出した一戸建て、アパート等を訪問対象として、平日の昼間に実施します。

- ◆小山台一丁目 令和6年7月（小山台町内会）
- ◆本郷台五丁目 令和6年9月（本郷台自治会）
- ◆長倉町 令和6年10月（長倉町自治会）
- ◆桂台西一丁目 令和6年10月（桂台・桂台団地自治会）
- ◆上之町 令和6年11月（上之町内会）
- ◆その他（自治会・町内会長等から依頼のあった地域）



訪問時は職員証を携行します。

## 2 アドバイス内容

- ◆住宅用火災警報器の種類や設置場所
- ◆コンロ、たばこなどの火気管理状況 他

※ 所要時間は、1世帯あたり5分～10分程度になります。

また、訪問宅から要望があった際は、住宅防火診断や住宅用火災警報器の動作確認をいたします。

問い合わせ先：栄消防署総務・予防課予防係  
豊田消防出張所  
上郷消防出張所

TEL 045-892-0119  
TEL 045-895-0119  
TEL 045-894-0119

# 災害時情報発信ツール一覧

令和6年6月20日

ツール	伝達方法	発信元	登録方法	対象者	内容
防災情報Eメール	携帯電話等のメール	横浜市	空メールを送って登録	全市民	・自分で得たい情報を選択 (横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等)
横浜市避難ナビ	スマートフォン プッシュ通知	横浜市	アプリをダウンロード	全市民	・自分で得たい情報を選択 (横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等)
よこはまテレビ・ プッシュ	テレビからの プッシュ通知	横浜市ほか	事業者へ電話または メールで申込 (初期設置費用を補助、別途月額550円が必要)	全市民 (特にスマートフォンをお持ちでない方向け)	・自分で得たい情報を選択 (横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等)
緊急速報メール (エリアメール)	スマートフォン プッシュ通知	横浜市 	携帯電話で設定 (初期設定はONになっている)	全市民	・横浜市からの緊急なお知らせ (エリアメール)
緊急時情報伝達 システム	電話による 音声	栄区	申請書を区役所に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連合町内会長</li> <li>・自治会・町内会長等</li> <li>・地域防災拠点運営委員長</li> <li>・即時避難指示対象世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄区の緊急情報 (避難所開設等)</li> <li>・周知の必要があると判断した情報</li> </ul>
栄区ホームページ	ホームページの 確認	栄区	ホームページで閲覧	全市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄区の緊急情報 (避難所開設等)</li> <li>・周知の必要があると判断した情報</li> </ul>

## よこはまテレビ・プッシュの開始について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。

※ 広報よこはま6月号に掲載しています。



## 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 補助制度の概要

## (1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

## (2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

## (3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

## (4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

## 4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 0120-109-199（受付時間 9:30～18:00）

（メール） [info@itscom.jp](mailto:info@itscom.jp)

総務局緊急対策課  
担当 山本、若狭  
電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677  
メール [so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp](mailto:so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp)

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時に**テレビ**がお知らせ

テレビ自動お知らせサービス

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!



緊急時は  
テレビが  
自動ON

緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON!  
テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。



- ①自治体の防災情報と連携。
- ②気象警報や注意報、防犯情報などもお知らせ。



専用端末

≡よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を≡

自治体と連携した快適な生活情報



自治体と連携した安心の防災情報



よこはまテレビ・プッシュで

# 毎日の生活が安心！便利！

## よこはまテレビ・プッシュ 主な特長

### 1 緊急時の情報配信！

1刻1秒を争う緊急情報は、テレビの電源を自動で起動し情報を配信



テレビが自動ON!

### 2 リアルタイムの情報配信！

自治体の防災メールやアラートなどと連携し、リアルタイムに情報を配信



自治体と連携!

### 3 生活習慣にマッチ！

防災情報に加え、数多くの生活情報を配信し生活の利便性を向上



生活情報

防災情報

### 4 エリア別の情報に！

利用者の居住エリアを認識し、居住エリアに適した情報を配信



週間天気 詳細天気  
雨雲レーダー

### 5 操作がカンタン！

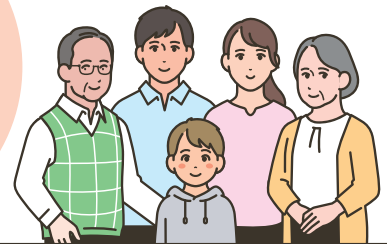
視覚的に分かりやすい画面表示と、シンプルな操作性



高齢者でも使いやすい

リモコンの決定ボタンを押すとホーム画面に戻ります

必要な情報を必要なその時にテレビが自動でお知らせします!



### よこはまテレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

## 「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です!

**事業目的** 緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

**対象地域** 横浜市全域 (18行政区) **対象者** 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

**補助内容** 初期費用 (専用機器、設置設定費) **28,600円** (税込) を横浜市が全額負担!

**月額料金** **550円** (税込)

**申込期限** 令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ

☎ **0120-109-199** 受付時間 / 9:30~18:00

Mail/ [info@itscom.jp](mailto:info@itscom.jp)



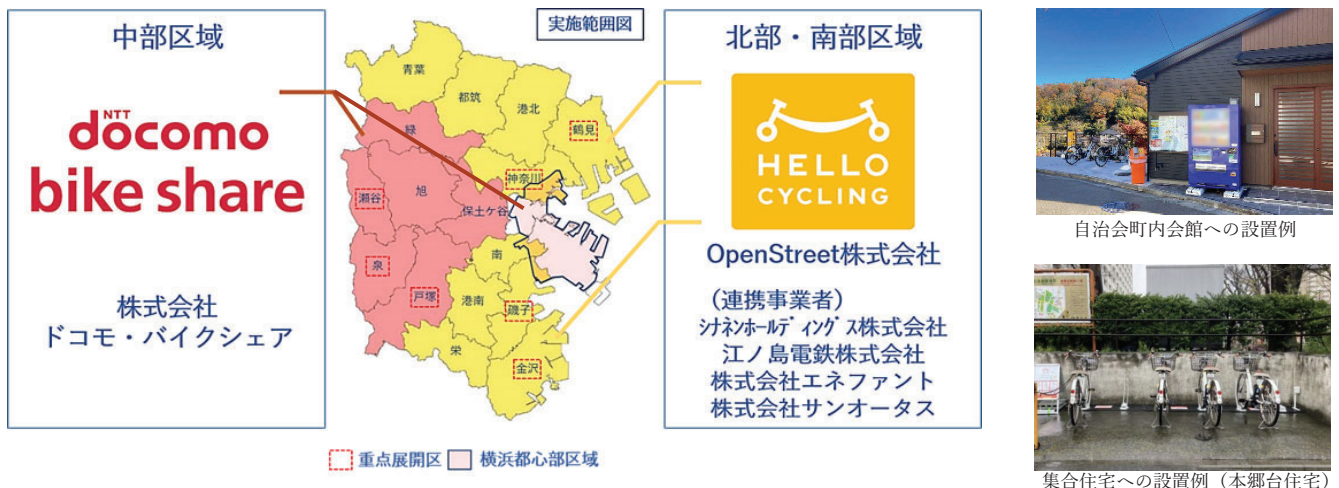
## 横浜市におけるシェアサイクル事業について（情報提供）

## 1 事業の趣旨

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内 550 箇所（栄区内 13 箇所）のサイクルポートで約 36,000 人の皆様にご利用いただいております（令和6年4月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。



## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。また、自治会町内会館など、サイクルポート設置の候補地があればお気軽にご連絡ください。

## &lt;シェアサイクルとは&gt;

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



(参考) シェアサイクルポート標準寸法

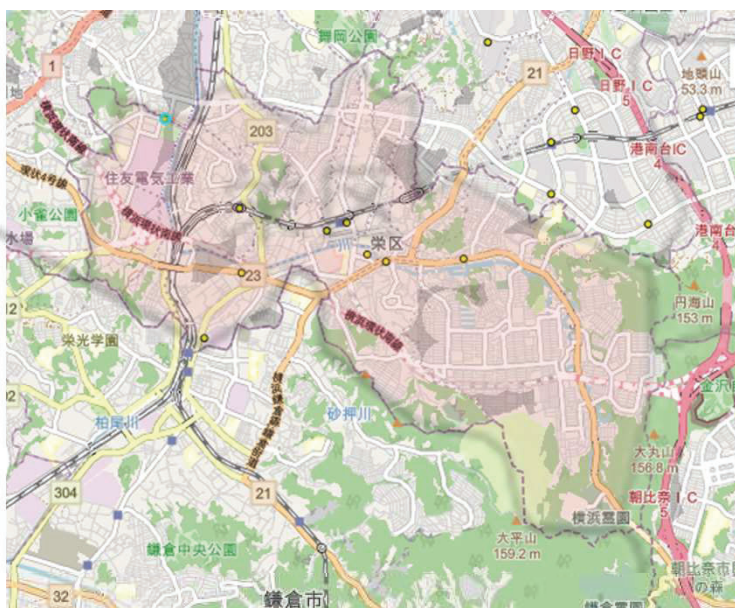
担当（問合せ）：道路局道路政策推進課  
伊藤、寺本

TEL 045-671-3644

16 栄区				
No.	名称	所在地	種別	台数
1	栄区役所	桂町303-19	庁舎	6
2	本郷台駅自転車駐車場	小菅ヶ谷1-1-5	駐輪場	7
3	大船駅東口第二自転車駐車場	笠間2-1777先	駐輪場	15
4	金井公園	金井町315-2	公園	3
5	田谷町162地先	田谷町162地先	道路	4
6	長沼町339-105地先	長沼町339-105地先	道路	10
7	小菅ヶ谷3-1-1地先	小菅ヶ谷3-1-1地先	道路	10
8	鍛冶ヶ谷2-42-2地先	鍛冶ヶ谷2-42-2地先	道路	4
9	根岸線飯島第一高架下	飯島町1848-1付近	民有地	4
10	サンドラッグ上郷西店	上郷町60-3	民有地	6
11	本郷台住宅	小菅ヶ谷1-1-1	民有地	7
12	ファミリーマート 横浜公田町店	公田町1638-48	民有地	4
13	デニーズ 大船笠間店	笠間3-17-13	民有地	4

協議中

No.	名称	所在地	種別	台数
1	笠間住宅付近	笠間1-7-3地先	道路	6
2	専科横浜本店前空地（公田交差点）	桂町682地先	道路	7
3	小菅ヶ谷幼稚園前空地	小菅ヶ谷3-66地先	道路	15
4	はま寿司横浜上郷店付近	上郷町140-1	道路	3
5	庄戸郵便局交差点北東側空地	上郷町1037-2	道路	4
6	大船駅笠間口歩道橋下	笠間2-2-1地先	道路	10
7	桂台第四公園南東側空地	桂台南1-2地先	道路	10
8	桂台第五公園北側空地	公田町774-7地先	道路	4



横浜市 広域シェアサイクル事業 社会実験

# いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、  
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでもOK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



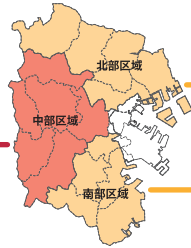
※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。

# 登録だって、スイスイいける！

**登録はこちらから！** お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

**中部区域**





**北部・南部区域**



**借り方・返し方** 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

**STEP 1** **アプリをダウンロード**  
お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。



**STEP 2** **解錠・ご利用**  
ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能



**STEP 3** **施錠・ご返却**  
各サービスごとの好きなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。



**利用料金** クレジットカード等でのお支払いとなります

中部区域 <b>baybike (広域)</b>	北部・南部区域 <b>HELLO CYCLING</b>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1回利用</th> </tr> <tr> <td>乗30分:165円/回</td> <td>賃165円/30分</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="3">月額会員</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">3,300円/月</td> </tr> <tr> <th colspan="3">一日パス</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,650円/1日分</td> </tr> </table>	1回利用			乗30分:165円/回	賃165円/30分		月額会員			3,300円/月			一日パス			1,650円/1日分			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1回利用</th> </tr> <tr> <td>利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間</td> </tr> </table>	1回利用	利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間
1回利用																					
乗30分:165円/回	賃165円/30分																				
月額会員																					
3,300円/月																					
一日パス																					
1,650円/1日分																					
1回利用																					
利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間																					

**協働事業者** 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

**中部区域** **docomo bike share** (株)ドコモ・バイクシェア 

**北部・南部区域** **HELLO CYCLING** OpenStreet(株) 

[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス

横浜市では、様々な方が多様に利用することができる  
広域シェアサイクル事業の社会実験を始めました。

**広域シェアサイクル事業の目的**

- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
- 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
- マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
- 交通ルール等の更なる周知啓発
- 公民連携による事業採算性の向上

**実施期間**

2022年6月10日から2025年3月31日まで

横浜都心部区域(ベイバイク実施エリア)を除く市内を3つの区域(うち7区は重点展開区として先行的に事業展開)に分け、事業を実施しています。



**役割分担**



**ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)**

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。  
ポート設置にご関心をお持ちの方は、道路政策推進課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先  
横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課  
TEL: 045-671-3644 FAX: 045-550-4892

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 検索 横浜市ウェブサイト



## 「栄区空家予防セミナー・相談会」の開催について【協力依頼】

### 1 事業の主旨

横浜市では、「第3期横浜市空家等対策計画」において、空家化の予防、流通・活用促進、管理不足の空家等の防止・解消を行うこととしております。今回、それらの対応のひとつとして、空家を予防することを目的に、建築局と連携し、栄区独自の空家のセミナーと相談会を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、チラシを班回覧してください。

### 3 開催の概要

#### (1) セミナー・個別相談会

日時：令和6年8月3日（土）

【セミナー】9:45～11:30（10分前から受付）

【個別相談】13:00～14:30

場所：SAKAESTA3階 大会議室・中会議室・会議室1・地域ケアルーム

#### (2) 内容

ア セミナー（30人）

『空家にしない「わが家」の終活ノート』を使ったワークショップ

イ 専門家による個別相談会（9組（専門家3人×3枠））

不動産の相続や売買等に関する専門家による個別相談（1組30分）

（弁護士、税理士、土地家屋調査士）

### 4 ご参加いただける方

どなたでもご参加いただけます。（不動産を所有する方、将来不動産を相続する方など）

### 5 お申込みについて

【申込方法】個別に次の方法でお申し込みください。（先着順）

- ・横浜市電子申請（右の二次元コードよりアクセス）
- ・チラシ裏面申込用紙をFAX送信
- ・電話



【申込期間】令和6年7月1日から8月2日正午まで

※申込後参加の可否をご案内します。

栄区 区政推進課  
担当 眞柄、森  
電話 045-894-8095 / FAX 045-894-9127  
メール sa-kusei@city.yokohama.jp

参加  
無料

# はじめよう 住まいの

# 終活

令和6年

8/3(土)

## 栄区空家予防セミナー・相談会

SAKAESTA 3階（栄区小菅ヶ谷1-5-4 JR本郷台駅下車徒歩5分）

**セミナー**（定員30人）

9：45～11：30

『空家にしない「わが家」の  
終活ノート』を使ったワーク  
ショップ

ノートはお持ち帰りできます

**個別相談**（1組30分。各3組）

13：00～14：30

弁護士・税理士・土地家屋  
調査士による相談対応



申込・予約については裏面をご覧ください。

# 申込受付期間 令和6年7月1日から8月2日正午まで

- ①WEB QRコードから申込
- ②電話 平日8時45分から16時00分まで  
(8月2日は正午まで)
- ③FAX 下記申込書を送付



【申込先】 栄区役所区政推進課まちづくり調整担当



**電話** 045-894-8095 **FAX** 045-894-9127

## 申込書

お名前	(ふりがな)	電話	
		FAX	
住所		空家所在地	

申込	<input type="checkbox"/> セミナー	<input type="checkbox"/> 個別相談
----	-------------------------------	-------------------------------

個別相談をご希望の方は記入してください。

ご希望の専門家	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 税理士	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士
ご希望の時間帯	<input type="checkbox"/> 13:00	<input type="checkbox"/> 13:30	<input type="checkbox"/> 14:00 (1組30分)
相談内容	<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> 税金	<input type="checkbox"/> 不動産
	<input type="checkbox"/> その他(具体的にご記入ください)		
<div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>			

・個人情報は、本事業のみに使用いたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と  
「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」  
都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

## 1 趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等<sup>\*1</sup>」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

### ※1 整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等

## 2 お願いしたいこと

### 【地区連合町内会長・単位町内会長の皆様】

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）を線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

## 3 リーフレットの主な内容

- ・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について・・・P2
- ・都市計画市素案の概要について（整開保等、線引き）・・・P3～5
- ・今後の都市計画手続について・・・P6

## 4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①各戸配布（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より実施
- ②土地所有者等へ郵送（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より発送
- ③建築局都市計画課（市庁舎25階）、市民情報センター（市庁舎3階）  
各区役所区政推進課、PRボックス・・・6月下旬より配架
- ④横浜市ホームページ掲載・・・6月3日より掲載済

### ○整開保等の改定に関すること

【担当】都市整備局企画課 水谷、齊藤

【連絡先】671-3749

### ○線引き見直し、説明会に関すること

【担当】建築局都市計画課 鶴和、河田、小池

【連絡先】671-2658



# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、その内容について説明会及び公聴会を開催します。

## スケジュール

### 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」とは？

次の4つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- 都市再開発の方針
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 防災街区整備方針

### 「線引き見直し」とは？

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことで、横浜市では、おおむね6～7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- 市街化区域…既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- 市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域です。

### 都市計画市素案とは？

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び線引き見直し都市計画市素案(案)」の説明会、縦覧(閲覧)及び意見募集※を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案とあわせて公表します。(令和6年7月18日～)



● 令和4年6月  
「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論

● 令和5年11月  
横浜市都市計画審議会より答申

● 令和6年1月～令和6年2月  
都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施縦覧(閲覧)及び意見募集

### 今回お知らせする手続

● 令和6年7月18日～令和6年8月8日  
都市計画市素案説明会

● 令和6年7月25日～令和6年8月8日  
都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

● 令和6年9月2日  
都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

● 公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表

関係機関協議等

● 都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

● 横浜市都市計画審議会

● 都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。



# 都市計画市素案説明会

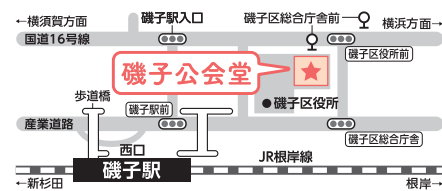
## 説明会会場と日時について

次の6会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

### 磯子公会堂

磯子区磯子3-5-1

令和6年7月18日(木) 19時開始

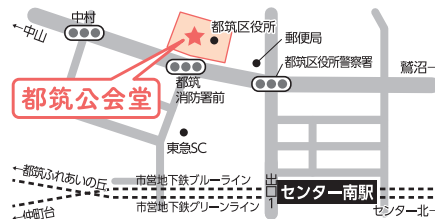


最寄り駅 JR根岸線磯子駅

### 都筑公会堂

都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年7月19日(金) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄センター南駅

### 旭公会堂

旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年7月20日(土) 14時開始



最寄り駅 相鉄本線鶴ヶ峰駅

### 泉公会堂

泉区和泉中央北5-1-1

令和6年7月22日(月) 19時開始



最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅

### 青葉公会堂

青葉区市ケ尾町31-4

令和6年7月23日(火) 19時開始



最寄り駅 東急田園都市線市が尾駅

### 関内ホール(小ホール)

中区住吉町4-42-1

令和6年7月24日(水) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅

※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳について 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



## 動画配信について

配信期間: 令和6年7月18日(木)から令和6年8月8日(木)まで

横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 第8回線引き見直し

検索



# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について

## 都市計画市素案の概要

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### ① 都市計画の目標

- ・目標年次を令和22年(2040年)とします。
- ・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

#### ② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、学術・研究系施設における再投資、機能強化などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とします。

#### ③ 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

- 〈構成〉
- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- 1号市街地: 既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- 規制誘導地区: 1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- 2号再開発促進地区: 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

### 住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

- 重点地区: 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

### 防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

- 防災再開発促進地区: 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区
- 防災公共施設: 防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路



線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更を行います。

市街化区域への編入を行う必要のある区域 見直し区域あり

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を選定する際の基準について

- 区域面積が0.5ヘクタール以上
●宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上
●農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整備保等に戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

- ①市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
②市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
③市街化調整区域内にある学術研究施設用地※で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
※大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
④市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
⑤基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

- 市街化区域の縁辺部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。
①既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地区画整理事業や地区計画の活用などにより、土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
②周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

- 市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれかに該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。
①道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域の境界の地形地物等が変更された区域
②主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

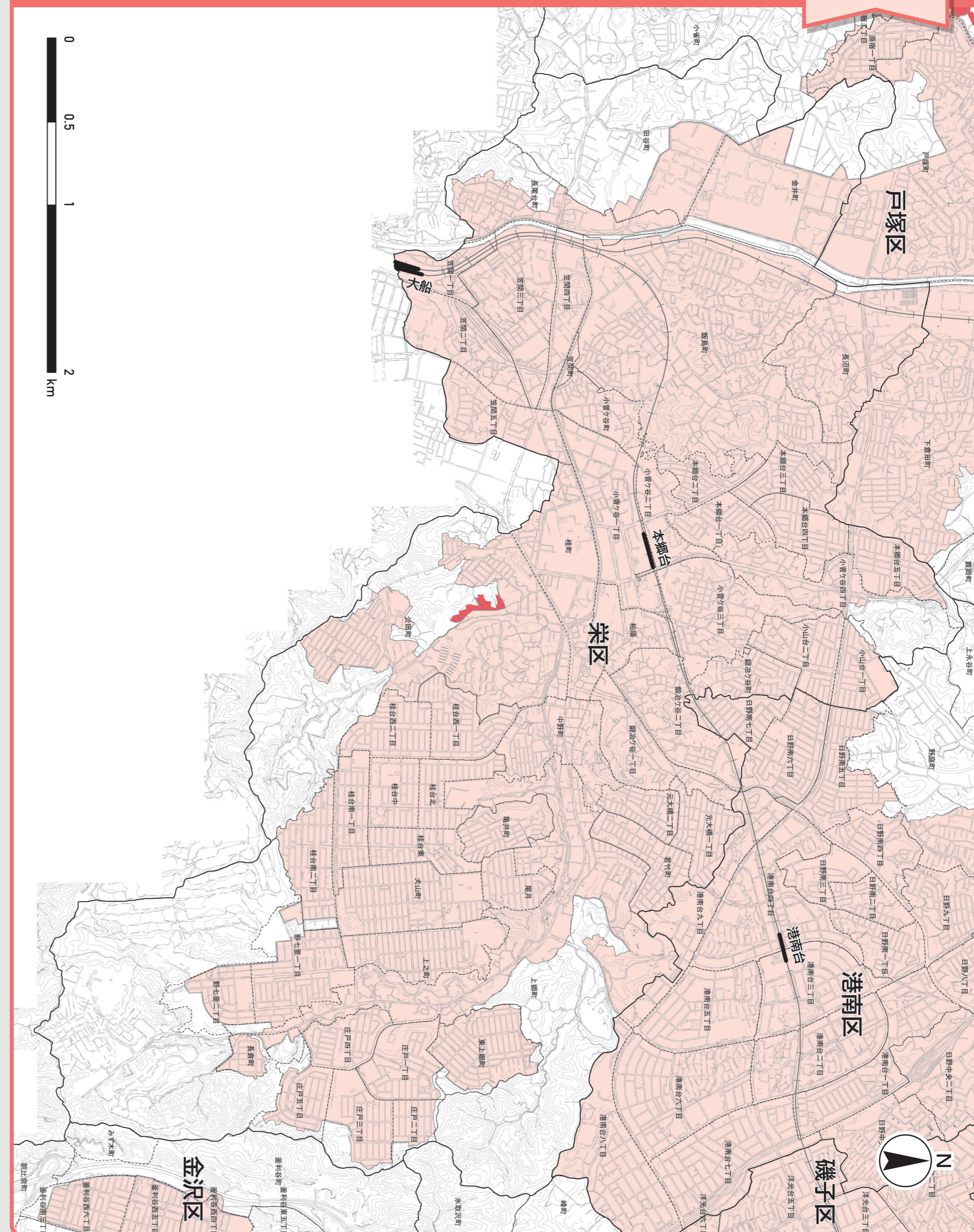
市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

Table with 2 columns: 用途地域 (Use District) and 内容 (Content). Rows include 土地用途 (Land Use), 高度地区 (High-rise District), 防火地域及び準防火地域 (Fire Hazard District), and 緑化地域 (Greening District).

固定資産税・都市計画税について

- 市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。
(参考)税金の計算方法
税額=課税標準額(価格)×税率(0.3%)【固定資産税は1.4%】
※固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値(価格)に応じて税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し(評価替え)されます。

- 市街化区域に編入された宅地等(農地以外)は、編入された年の次の評価替えから市街化区域の土地として評価が見直されます(令和7年中に編入された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。)。
●市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに評価が見直されます(生産緑地地区に指定された農地については、市街化調整区域の農地と同様の評価となります。)。



凡例

- 線引き等の変更を行う区域【市素案】
市街化区域
市素案(案)から案を変更した区域
市街化調整区域

その他、地形地物の変更等に伴う事務的変更を行う場合があります。本資料は一部簡略化(省略)しています。

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。

横浜市 第8回線引き見直し

検索





# 都市計画市素案の縦覧（閲覧） 及び都市計画公聴会等

## ① 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

**縦覧（閲覧）期間** 令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（窓口の場合のみ土・日は除く）

**縦覧場所**

建築局都市計画課（受付時間：8時45分から17時15分まで）  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

**閲覧場所**

次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。

① **各区区政推進課**（中区を除く）（受付時間：8時45分から17時まで）

※線引き見直しに関する都市計画市素案については、  
変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。

② **横浜市ホームページ**



## ② 公述申出の受付

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

**受付期間**

令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（持参の場合のみ土・日は除く）

**申出方法**

① **電子申請**

横浜市ホームページから電子申請ができます。

※受付最終日は17時15分までに申請手を完了させてください。

※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。

② **郵送又は持参**

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名（「整開保等の改定（P3）」又は「線引き見直し（P4.5）」のどちらに関する意見であるかを明記してください。）」「意見の要旨」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、  
横浜市ホームページでダウンロードできます。



## ③ 都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。

開催の有無は令和6年8月13日（火）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

① **都市計画公聴会開催日時及び会場**

日時：令和6年9月2日（月） 会場：横浜市開港記念会館 講堂

整開保等の改定に関する公聴会：14時開始 線引き見直しに関する公聴会：16時開始

「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

② **公述人選定抽選会開催日時及び会場**

公述申出が10名以上の場合に開催します。

日時：令和6年8月22日（木）15時開始 会場：横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続に関すること 建築局都市計画課（TEL：045-671-2657 FAX：045-550-4913）  
●整開保等の改定に関すること 都市整備局企画課（TEL：045-671-3749 FAX：045-664-4539）  
●線引き見直しに関すること 建築局都市計画課（TEL：045-671-2658 FAX：045-550-4913）

## 桂山公園こどもログハウス「ロッキー」の工事期間の決定について（情報提供）

### 1 趣旨

令和5年度3月定例会にてお知らせしました、桂山公園こどもログハウス「ロッキー」における「夏の暑さ対策その他工事」について、工事期間が決定しましたので、お知らせします。

工事期間中は、施設は休館となり、区民の皆様に御不便・御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 対象施設

栄区桂台中16-1

桂山公園こどもログハウス「ロッキー」

### 4 工事期間

令和6年6月26日（水）から令和7年2月上旬まで

※ 工事の進捗により変更する場合があります。

### 5 工事内容

空調設備の新設及びそれに伴う断熱工事、その他雨漏り対策工事 など

### 6 周知方法

(1) 工事の実施について

広報よこはま栄区版6月号に掲載済

(2) 工事期間の決定について

施設ホームページ、施設への張り紙、施設利用者へちらし配付、近隣小中学校への情報提供により周知していきます。

担当：栄区地域振興課生涯学習支援係 宮川、井口

電話 045-894-8393 / FAX 045-894-3099

メール [sa-shisetsu@city.yokohama.jp](mailto:sa-shisetsu@city.yokohama.jp)

## 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

## 1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

## 3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

## 4 回答期限

令和6年7月12日（金）

## 5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

## (1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。



←電子申請システムの  
二次元バーコード

## (2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、  
市民局地域活動推進課 [sh-jichikai@city.yokohama.jp](mailto:sh-jichikai@city.yokohama.jp) までお送りください。

（URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>）

横浜市 自治会町内会調査

検索

## (3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、  
ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗  
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734  
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

# 自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケートへのご協力のお礼とお願い

回答済  
の皆様へ

アンケートにご協力賜りまして、誠にありがとうございました。  
本アンケートの結果は、今後の自治会町内会活動への取組支援を検討する際の大切なご意見として活用させていただきます。

まだ回答を  
いただいて  
いない皆様へ

ご多忙の折、大変恐縮ですが、下記アンケートにご回答いただけますようお願いいたします。

【回答方法】以下のいずれかの方法でご回答ください

①こちらの用紙にご記入のうえ、区役所地域振興課窓口へ

②スマホから電子申請システムで回答（所要時間：2～3分）

電子申請システムは  
こちらから→



回答期限：7月12日（金）

----- ↓アンケート（裏面にも数問あります） ↓ -----

	区	※自治会町内会名	
--	---	----------	--

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

## 【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信       ② 自治会町内会ホームページ開設       ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

- ⑤ WEB会議の導入       ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）       ⑧ ストレージサービスの活用（Googleドライブなど）

（※）インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容）→

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信       ② 自治会町内会ホームページ開設       ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

- ⑤ WEB会議の導入       ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減）       ⑧ ストレージサービスの活用（Googleドライブなど）

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容）→

- ⑪ 今のところ取組む予定はない（その理由）→

裏面もご協力お願いします

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 町内会単独で所有する会館    ② 他の町内会等と共同で所有する会館
- ③ 借家・借間                                       ④ 近隣の町内会が所有する会館    ⑤ 地区センター
- ⑥ コミュニティハウス                       ⑦ 地域ケアプラザ                                       ⑧ 民間の会議室
- ⑨ マンション等の集合住宅の集会室    ⑩ その他      →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

- |   |                      |
|---|----------------------|
| <input type="checkbox"/> ① LED照明器具 (導入した時期) → | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ② 省エネエアコン (導入した時期) → | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ③ 断熱窓等 (導入した時期) →    | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ④ 太陽光発電設備 (導入した時期) → | <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ⑤ 蓄電池 (導入した時期) →     | <input type="text"/> |
- ⑥ 導入済みの設備はない                                      ↑ 直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)
- ⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 申請予定 → 回答終了です。       ② 申請済み → 回答終了です。
- ③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

- ① 会館がない                                       ② 既に省エネ設備を導入済みのため
- ③ 資金がない                                       ④ 会員の了解が得られない       ⑤ 補助手続きが手間
- ⑥ 要件にあてはまらなかった

- ⑦ 希望する補助メニューがない (希望の設備を記入) →

- ⑧ その他      →

ご協力いただき、ありがとうございました。  
実施主体:市民局地域活動推進課 (TEL:045-671-2317)